

令和 3 年 12 月 17 日
 中山間地域・離島振興特別委員会資料
 地域振興部中山間地域・離島振興課

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金・離島活性化交付金による
 輸送コスト支援事業の手続きについて

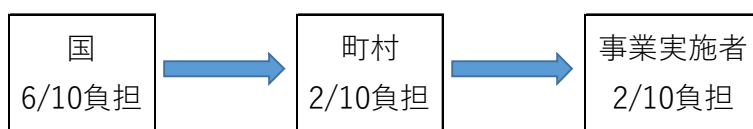
1. 輸送コスト支援事業の概要

(1) 制度概要

交付金名称 (所管省庁)	負担割合 (島根県の場合)	制度概要
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 (内閣府)	国6/10 地方(市町村)2/10 民間(事業者)2/10 ※県負担なし	・対象品目：農水産物(生鮮品に限る)23品目 ・品目数：〔移出〕上限なし 〔移入〕移出品1品目につき1品目のみ
離島活性化交付金 (国土交通省)	国6/10 地方(市町村)2/10 民間(事業者)2/10 ※県負担なし	・対象品目：加工品(上記の生鮮品を除く) ・品目数：〔移出〕戦略産品として各町村5品目まで 〔移入〕移出品1品目につき1品目のみ

(2) 交付金の流れ

- 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、離島活性化交付金共通



※国の交付金実施要領に基づき、交付申請書・交付決定等に関する事務については、県を経由して行うものとされている。

2. 輸送コスト支援事業の交付対象経費及び輸送実績の確認方法

国の交付金実施要領に基づき、町村は、原則として毎月、事業実施者より、出荷伝票、荷受書等の客観性を持つ書類により、輸送品目ごとの日付、輸送区間、輸送費の報告を受けることにより、確認を行っている。

3. 今後の対応

手続きの簡素化等について、各町村の意見等を聞いた上で、必要に応じて、手続きの見直し等を国に対して働きかけていく。